

### 事例の概要

図形と文字から成る標章の商標出願をしたが、先に商標登録された他人の商標の図形部分が類似していることを理由として拒絶理由通知が届いた。

具体的には、相談企業のイニシャルを示すため、四角形を垂直・水平方向に区別した図である。他人の登録商標とはアルファベット2文字が含まれた形状として、図形部分が先登録商標に類似すると判断された。相談者は、アルファベット1文字分は会社のイニシャルに当たるという理由で図形を選定したが、他のアルファベット文字までは想定していなかった。

ニューヨークヤンキーズのNとYの組合せ、阪神タイガーズのHとTの組合せの様な解り易い図形もあるが、本件のようなパズルの様な解り難い組合せの図形もあるので、図形を選ぶ場合は注意が必要である。

今回の失敗例そのものの商標の公表は控えるが、似た事例の登録商標を提示する。



### 支援内容・ポイント

商標調査の際、図形はあらゆる見方で検討し、どの図形、文字が含まれるかを慎重に見極める必要がある。柔軟な発想で考えることが重要である。

図形を含む商標では、標章部分を変更すると例外を除き、商標の要旨変更となる場合が多く出願後は変更できないので、図形を選定する際には注意が必要である。

商標調査 (J-PlatPat) では、図形・文字等がコード化されている。図形、文字、が特定されれば調査できるので、先登録商標の有無が解り選定した図形の登録可能性が判断できる。